

那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名、住所及び登録番号

指名停止措置業者名	住所	業者番号
(株) 竹中土木	東京都江東区新砂 1 - 1 - 1	A010001697

2 指名停止措置期間

令和8年9月18日から令和8年10月17日まで 1か月間

3 指名停止措置の適用範囲

那珂市が発注する建設工事等

4 事実概要

(株) 竹中土木は「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

(那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項別表第2)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前項に掲げる場合のほか、業務に関し次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内